

# 日本創傷・オストミー・失禁管理学会誌オンライン投稿規定

下記内容はオンライン投稿に対応した投稿規定です。郵送による投稿については郵送用の投稿規定を参照ください。

日本創傷・オストミー・失禁管理学会誌は、本領域に貢献する未発表の投稿論文および学術集会記録、学会告示等を掲載する。

## 1. 投稿者の資格ならびに条件

- 1) 筆頭著者は日本創傷・オストミー・失禁管理学会の会員に限る。共著者に非会員を含む場合は、1名につき5000円の投稿料を投稿時に支払う。ただし、編集委員会が執筆を依頼した場合はその限りではない。
- 2) 論文は国内外を問わず他誌に未発表のもので、かつ著作権を侵害しないものに限る。

## 2. 論文の採否、修正

- 1) 投稿論文の採否は編集委員会の審査によって決定する。
- 2) 審査は査読制によって行い、査読の結果、編集方針に従って論文の加筆修正などを依頼することもある。
- 3) 期限内に修正論文の投稿がない場合は不採用とする。
- 4) 校正については、初校は著者が、2校以後は著者校正に基づいて編集委員会が行う。
- 5) 論文の著作権は本学会に帰属するものとする。
- 6) 依頼論文はその限りでない。

## 3. 論文の種類

論文の種類は、総説、原著、短報、症例報告、報告、その他であり、それぞれの内容は以下のとおりである。

- (1) 総説：特定のテーマについて多面的に内外の知見を集め、また文献等をレビューして、当該テーマについて総合的に学問的状况を概説し、考察したもの。
- (2) 原著：独創性に富む論文で、明確かつ新しい知見を認める論文。
- (3) 短報：研究結果の意義が高く、すぐに知らせる価値のあるもの、または萌芽的研究論文。
- (4) 症例報告：症例や管理・ケア・治療方法に関する内容で、編集委員会が掲載に値すると評価した論文。
- (5) 報告：アンケート調査等の委員会報告で、編集委員会が掲載に値すると評価した論文。
- (6) その他（解説、学術集会講演抄録など）

## 4. 論文採用後に提出が必要な書類

論文掲載決定後に行う著者校正の際に、下記内容の【誓約書ならびに同意書】に署名のうえ、校正と共に事務局に送付すること。

- (1) 論文の内容が国内外を問わず他誌に未発表であること。
- (2) 掲載された論文の著作権は日本創傷・オストミー・失禁管理学会に帰属すること（無断で他誌へ図表を転用しないこと）。
- (3) 図表などの他誌からの引用に関しては、出典が自著である場合も含め、必ず出版社または著者本人からの引用承諾書を提出すること。
- (4) 上記について著者ならびに共著者全員の同意を得ていること。

## 5. 倫理規定

- 1) 相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究などは、研究に関係する法令や指針などを遵守し、所属施設の倫理委員会またはこれに準じるものの承認が必要である。
- 2) 法令や指針などに基づく手続が必要な研究は、論文中にどのような対策と措置を講じたのかを記述する。

## 6. 論文の形式

- 1) 本文および図表のデータには、著者を特定できないよう、著者情報（氏名、イニシャル、所属など）が入らないように処理をすること（プロパティの著者情報の削除や、変更履歴の非表示など）。また、論文タイトル・キーワードにも、所属などの著者情報が入らないようにする。

例 論文タイトル「東京オストミー病院3年間の創傷管理体制」の場合は、「当院3年間の創傷管理体制」にする。

- 2) 本文はMicrosoft Wordで作成する。和文論文は所定様式として1ページ24字×30行とし、A4用紙に周囲2.5cmの余白を残す。英文論文はダブルスペースでA4用紙に周囲2.5cmの余白を残し、言語綴は行末で切れないようにその語句の頭で改行する。

- 3) 本文の1ページ目には、論文の種類、論文タイトル、著者名、所属、キーワード(5個以内)、要旨(原著のみ)の順に和文、英文で明記する。英文キーワードはすべて小文字とする。本文にはページ番号を入れる。
- 4) 英文論文には、日本語の論文タイトル、著者名、所属、キーワード(5個以内)、要旨(原著のみ、600字以内)をつける。
- 5) 著者の所属の表記は、所属が1ヵ所の場合は無記号とし、所属が複数の場合は、筆頭著者の所属を1)とし、著者名の右肩およびその所属の右肩に番号をつける。
- 6) 原著には和文(600字以内)および英文(250語以内)の要旨をつける。
- 7) 和文論文は原則として常用漢字、ひらがな、現代かなづかいを用い、外国語固有名詞(人名など)は原語を、一般に日本語化された外国語はカタカナを用いる。英文論文は英語を母語とする者が読んで、正確、明確に理解できるものでなければならない。
- 8) 度量衡は国際単位など汎用されているものを使用する。
- 9) 論文中に固有の機器、医薬品、創傷被覆材の名称を記載する場合は、本文中の初出時のみ一般名(商品名:企業名 ※正式名称を記載)と記載し、以降は一般名で記載する。なお、論文タイトル、要旨、キーワードには商品名は使用しない。
- 10) 論文の項目の区分は原則として下記の例に従う。
  - ・大項目-無記号で上を一行開け、行の第2字目に記す。  
はじめに、対象、方法、結果、考察、まとめ、文献などが相当する。
  - ・小項目-1, 2, として上下を開けずに行の第2字目に記す。  
続いて1), 2)として行の第2字目に記す。
- 11) 図および表にはそれぞれに通し番号をつける。
- 12) 図表のタイトル、説明は日本語、英語のいずれかに統一する。
- 13) 図表は2ファイルまで投稿可能。図表ファイルはMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Powerpoint、JPEGなどで作成する。また挿入場所を本文欄外に記載する。
- 14) 写真を掲載する場合はプライバシーを十分に尊重する。
- 15) 謝辞がある場合は本文の末尾に入れる。
- 16) 文献は引用順に配列し、本文の末尾に一括記載する。本文中の文献引用箇所には著者名や引用文などの右肩に1), 1) 3) 6), 1)-5)のように記す。参考文献は記載しない。
- 17) 著者が3名以上の場合は、はじめの3名までを書き、あとは「他」または「et al.」を付け加える。
- 18) 文献の記載様式は下記の要領に従う。
  - ・雑誌の場合  
著者名. 論文の表題. 略雑誌名 巻: 初頁-終頁, 発行年(西暦).  
例 1) 山本亜矢, 鈴木愛美, 赤池こずえ. ストーマ装具費用がオストメイトのQOLに及ぼす影響. 日WOCN会誌 5: 12-16, 2002.  
2) Langemo DK, Melland H, Hanson D, et al. The lived experience of having a pressure ulcer: a qualitative analysis. Adv Skin Wound Care 13: 225-235, 2000.
  - ・単行本、分担執筆の場合  
著者名. 題名. 書名, (編集者), 頁, 出版社, 発行地, 発行年(西暦).  
例 1) 真田弘美. 褥瘡の予防. 褥瘡の予防・治療ガイドライン(厚生省老人保健福祉局老人保健課 監修, 宮地良樹 編), 8-36, 照林社, 東京, 1998.  
2) Harding CR. Effect of moisturizing factor and lactic acid isomers on skin function. Dry Skin and Moisturizers: Chemistry and Function, (Loden M eds), 229-241, CRC Press, New York, 2000.
  - ・訳本の場合  
著者名, 訳者名. 書名, 頁, 出版社, 発行地, 発行年(西暦).  
例 1) Altman PL, 久保田競, 中村嘉男訳. 生命科学論文のまとめ方のコツ, 62-83, 協同医書出版社, 東京, 1986.
  - ・WEBの場合  
web siteの発信元. (西暦, 月). 記事が載っている大題名: 記事名. 検索年月日, URL  
例 U.S. Department of Health and Human Services. (2000, November). Healthy people 2010: Understanding and improving health. Retrieved September 26, 2001, from <http://www.health.gov/healthypeople/>

19) 利益相反に関する記載例

本研究は〇〇の資金提供を受けた。

〇〇の検討にあたっては、〇〇からの測定装置の提供を受けた。

7. 論文の長さ

投稿論文の1編は本文、文献、図表を含めて下記の範囲内とする。

総説	16,000 字以内
原著	12,000 字以内
短報	10,000 字以内
症例報告	4,000 字以内
報告	8,000 字以内
その他	4,000 字以内

不明な点は下記事務局まで問い合わせのこと。

日本創傷・オストミー・失禁管理学会事務局 (E-mail [etwoc@shunkosha.com](mailto:etwoc@shunkosha.com))

付則

この規定は、平成 21 年 11 月 6 日から施行する。

この規定の改定は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。